

堺市さかい保育士等就職応援事業補助金変更交付決定通知書

申請人

様

堺市長



年 月 日付けで変更交付申請のあった 年度 堺市さかい保育士等就職
応援事業補助金について、次のとおり変更交付することに決定したので、通知します。

補助金変更交付決定額	円
補助金既交付決定額	円
変更理由	
本変更交付決定に係る特記事項	本変更交付決定額は、以下の補助項目に係るものである。

1 補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金は、その目的以外に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 役員情報届出書の内容に変更が生じたときは、速やかに変更の理由及び内容を市長に届け出ること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管すること。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年9月26日政令第255号。以下「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管すること。
- (6) 本市の求めに応じて、補助事業に係る必要事項を報告し、及び必要書類を提出すること。
- (7) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。